

書評 松尾壽 『近世後期隠岐嶋流人の研究』

宇佐美 英 機
(滋賀大学名誉教授)

本書は、長年にわたり隠岐において史料調査と流人研究を続けられてきた松尾壽氏が、一九八七年から一九九九年までに発表された流人関係論文などを収めたものである。「あとがきにかえて」によれば、松尾氏は本書の構成を整え、入稿原稿を準備していた最中の二〇二一年六月に体調を崩され、ご自身ですべての論文を見直されることが難しくなったため、島根大学での同僚であった竹永三男氏や関係者の方々が刊行の実務を執られ、すでに松尾氏が改訂を進められていた第一章の他は、初出論文をそのまま配列することにされたものである。それはさておき、本書の構成は次の通りである。

『近世後期隠岐嶋流人の研究』に寄せて・・・小林准士
はじめに―流刑の島・隠岐への道

第一部「近世後期隠岐嶋流人の罪と罰」

第一章 近世後期隠岐嶋流人の罪状―近世後期社会の犯罪と刑罰―

第二章 日本近世刑罰体系下の遠島のランキング

第三章 寛政五年備後国神石郡時安村百姓一揆と遠島について

第四章 大塩の乱関係者の遠島について

山陰研究(第十五号)二〇二二年十二月

第五章 但馬国伊賀谷村の山論と庄屋平右衛門の遠島
第六章 近世隠岐の女性の流人―近世女性の犯罪と刑罰―
第七章 寛政期畿内幕領における贈収賄とその処罰
第二部「隠岐嶋流人の生涯と生活」

第八章 流人の結婚について

第九章 文政九年隠岐国美田村火災と流人の居住空間

第十章 流人の娘の画像をめぐって

第十一章 流人銘々伝

補論「近世後期隠岐嶋の流人関係史料」

1 流人平右衛門の遺書「国之家土産」について

2 流人西条左衛門の軌跡―流人西条左衛門関係隠岐島遺存史料

料

まず、「はじめに」では、前近代における流刑地としての隠岐には、近世初期までは社会的に上層身分に属する人が配流されていたが、次第に一般庶民が配流されるようになる。とりわけ、『公事方御定書』下巻(『御定書百箇条』制定(寛保二(一七四二)年)宝暦四(一七五四)年)以前には東日本からの流人が比較的多かったが、制

定以後は西日本からの流人に限定された。すなわち、近世中期以降の西日本の幕府領またはそれに関わる地域で遠島の処罰を受けた犯罪者は、京都町奉行所管轄地を除き、いったんは大坂町奉行所へ送られ、流人船が出帆するまで入牢させられる。隠岐行きの流人船は、通常は毎年四月に大坂川口を出帆し、六月ごろに隠岐に着船した。着岸すると流人は隠岐の村々へ預けられ、後に赦免されなければ残りの人生をその村で過ごすことになる。以上のことが略述され、引き続き寛政八(一七九六)年に京都町奉行所で遠島の判決後、翌年四月に京都を発足し隠岐嶋へ配流された西条左衛門の「遠島の道」が活写される。日記によれば隠岐嶋までの流人船では、途中で上陸が許されていたこと、買い物もできたこと、遊女との交歓なども可能であったことがわかり、意想外の船中生活であったことに私は驚かされた。というのは、流人船の「船圍」から逃げた事例もあり、流人船は緊張に満ちた船旅になるのが通例だと思っていたからである。

それはともあれ、第一部に収録された論文は、遠島に処された流人がどのような罪を犯し遠島となったのか、『御定書百箇条』(以下、『御定書』と略記)に記された罪刑条文を比較考量して議論が展開されている。

第一章では、安永五(一七七六)年から弘化三(一八四六)年の間に隠岐国島前に配流された一四三人の流人について、現地に残された「科口書」を利用して預り村・流人名・年齢・身分・罪状・判決所・「御定書」相当刑に分類して一覧表を作成し、本書を読み進めるうえで便宜を図っている。そして、流人の罪状と『御定書』規定を比較すると、規定に則して遠島になったものは全体の三八%に過ぎず、これに「御構場所徘徊罪」を加えても七二%であり、本来なら遠島にな

らなかつた罪人(二八%)が含まれていると指摘している。

第二章では、近世の刑罰体系では死罪の下位に遠島と重追放が、建前としては同等に位置づけられているが、実態はどうであったのか隠岐嶋流人を例に検討している。その結果、遠島・重追放は建前としては中・軽追放刑よりも重罪にあたるが、実態としては追放刑では立ち入ることができない国や地域(御構場所)が命じられ、生活するに支障を生じることになる。そのため、御構場所に立ち戻り徘徊せざるを得ず、その行為を咎められ二犯、三犯を重ね遠島に至った者が少なくないことを明らかにしている。このことから、追放刑は犯罪者の改悛・更生効果はなかつたと指摘する。また、重追放よりも遠島になることを希望する者が存在したことも、生活維持の困難さが原因であったとみなしている。このように遠島を望む者を受け入れる流刑地では、「島民の寛容さ、大様さ、淳朴さ、人情の細やかさ、扶助精神が生まれる」が、その理由として島民の人柄や自然環境に左右される土地柄と村預けという構造上の問題があるとする。すなわち、遠島刑は追放刑よりも重罪であるが、生活困難に陥る追放刑よりは生きやすい生活をもたらすのである。ここに近世刑罰体系の建前と実態との矛盾が存在しているとしている。

第三章では、寛政五年に起きた備後国神石郡時安村の百姓一揆を論じている。この一揆は、従来の百姓一揆研究では知られていなかったが、その実態を時安村に残った僅かな史料と、同村出身の流人千助・平十郎の「科口書」を元に復元している。そして結論として、この一揆は天明六(一七八六)、七年の福山藩一揆や同六年の備中国幕領一揆の影響を受けたもので、「剰余労働部分の留保を目的として、一般百姓が村役人の陰の指示を取り付けつつ、かれらが主導的に直接封建

領主に立ち向かった一揆」だと評価する。もともと、史料的な制約があり、全面的な説明は今後の課題だとする。

第四章では、天保八（一八三七）年の大塩平八郎の乱に関わって遠島処分となった者は二二名だと明らかにし、判決以前に病死していた者を除いた一九名について、一五歳以上・同未満に分かって検討を加えている。そして、遠島となった者は一五歳以上であるが、事件における行動から遠島とされた者は一名だけであり、その他の者は本来の軽罪から吟味過程でより重罪へと判定され、結局は縁座が適用され流罪となっていることを説明する。一五歳以下の者は親に縁座して遠島とされるが、一五歳までは親類や村に預けられ当該年に達し次第に遠島になった。親子の罪状には軽重があるにもかかわらず一律の量刑が科されており、「そこには何らの情状もなく、罪刑の不均衡、類推解釈」で処罰されたと指摘する。大塩の乱関係者で隠岐に流されたのは四名であり、いずれも磔刑に処された者の息子であった。うち二人は一五歳になって流罪となっているが、縁座で流された子供たちに対しては周囲の人々も暖かく処遇したとされる。そして、これらの流罪人の検討を通じて、縁座制の頑迷さが大塩の乱で増幅されたとみなし、近世期には罪刑法定主義的な配慮はなかったと結論付けている。

第五章は、一八世紀末に但馬国城崎郡郷野村と伊賀谷村との間で生じた山論に際し、代官の裁定を承服せず勘定奉行へ出訴するなどの抵抗を試みたため、逮捕後に遠島に処された伊賀谷村庄屋平右衛門が取り上げられている。この山論の発生経緯や争論の経過を明らかにする中で、これは両村による山論の裁定に不承服であった伊賀谷村と久美浜代官所との争いに変質し、結果として寛政五年に平右衛門が流罪となったとする。この時すでに六三歳であった平右衛門は、文化一四

（一八一七）年に八六歳の生涯を閉じているが、その間の平右衛門の暮らしぶりや家族による赦免運動も具体的に明らかにされていて興味深い。このように長寿を保ち得たのは、「犯罪者に対しても暖かく包み込んでしまうような隠岐島民の伝統的な寛容さ、おおよさ、淳朴さ、人情のこまやかさ」と「厳しい自然環境と孤立した離れ島」という土地柄が「暖かい人情味あふれる人々を育んできたのであろう」と、第二章と共通する表現で結んでいる。

第六章は、遠島となった女性流人について述べる。近世期には千人を超える人々が隠岐嶋に流されたと推測されるが、流人はほぼ島前四割、島後六割の按分で村高に応じて各村に配属されることになっていった。しかし、史料上では安永五年から安政三（一八五六）年までの島前に限られている。この期間に島前の村々が預かった流人は男性一九四名、女性九名（四・四％）であった。これら女性の出身地は京都・大坂およびその周辺であった。隠岐流人の平均寿命は五三・九歳であったが、女性は七〇・三歳だったと明らかにしている。

さて本章では、女性流人三名の罪状が男性流人と比較して論じられるとともに流人生活が描かれている。三人の女性は男性側に問題があつて罪を犯したと述べ、近世の女性の犯罪と刑罰に敷衍して、相対的に女性の犯罪は男性に比して少なかったこともあるが、女性の社会的地位が軽視されたことが反映されていると指摘する。そして、三人の流人生活史を顧みて、隠岐嶋滞在が長期にわたりながらも長生きしていることから、「総じて生活はしやすかった」と判断する。前章で取り上げられている平右衛門も、女性流人は特に暮らしやすいと記しているが、共通する認識にあつたようである。

第七章では、寛政六年の撰津国菟原郡一帯の幕領における検見廻村

に際する代官・手代に対する贈収賄事件が分析素材となっている。贈収賄の取り調べは、撰津国だけでなく河内・和泉国の幕領にまで及んだことや処罰の結果を『御仕置例類集』も用いて明らかにされている。ここでも贈収賄罪の処罰が『御定書』規定と比較され、大坂町奉行所が『御定書』に忠実な原案を伺ったのに対し評定所の指図が刑罰を軽減する傾向にあったことを明らかにしている。同時にこの事件の経緯から、「寛政期が懲役と罰金への一つの転換期」だと評価している。すなわち、自由刑（遠島・追放）が科される犯罪であっても、評定所は収賄方（代官属僚）には自由刑であっても量刑を軽減し、贈賄方（農民）には大幅な減刑を行い財産刑（過料）中心に対処するようになったと判断している。

第二部は、隠岐嶋に流罪となった人物の生涯と生活の実態を明らかにしている論稿が収められている。

第八章では、島前における流人の結婚を素材に、結婚の自由とは何であり、結婚の公認と実態の意味について考察される。ここでは現地に残る「嶋前村々流人妻子宗門改証扱帳」などが分析に用いられ、具体的な姿が描き出されている。これらの史料よれば、流人が島前の女性と結婚したことを確認できる初見は安永四（一七七五）年であり、この時点で三名の流人の子供も確認できる。中期以前の流人の結婚は、公的には多くなかったと思われるが、寛政二二（一八〇〇）年から享和二（一八〇三）には二〇組の夫婦が誕生している。しかし、享和三年以降には結婚事例を確認できないのである。松尾氏はこの史実を後期の流人の公認結婚は、右の三年間に集中していたからだとみなしている。

さらに分析は結婚した二〇名の前歴と罪状に及び、前科の軽重は結

婚の可否に関係がなく、島民の出願か松江藩の流人懐柔策として指導がなされたのではないかと推測する。この流人妻帯の効果については、妻帯流人の方が非妻帯流人よりも長命であることから、精神的・物質的にも妻帯流人が恵まれた生活ができたと判断する。また、流人と結婚した女性は、在村の宗門改帳を除かれ流人妻子宗門改帳に登載されるが、離縁されれば村の宗門改帳に戻された。離縁に関しては、流人が赦免された時、希望すればそのまま隠岐嶋の村人として残ることもできたが、長年連れ添った女房と別れても隠岐嶋を離れ故郷に向かっている事例も少なくない。この現象について松尾氏は「結婚そのものが政策として進められたとしたら、赦免のときもなかば強制的に離縁状を書かされたのではないかと考えられる」と記すが、氏も言うように流刑地での結婚問題は、多くの検討すべきことがあるだろう。

第九章は、島前知夫里郡美田村の小向・船越で発生した火災を素材にして流人と火災との関係と流人の居住空間について検討している。まず流人の住居規模は六坪の小屋で畳六畳半が敷かれ、外に雪隠一か所があるものを文化二（一八一〇）年頃の例で知られるが、この流人は結婚している恵まれた者であり一般化はできず、具体的には不明だとされる。流人と火災との関わりについては、八種類の公文書を用いて焼失家数・人数・諸道具を一覧化し住居規模を明らかにするとともに口上書の内容を略記している。火災に臨んで流人の役割は、公文書の一つとして「流人口上書」を作成することが隠岐地方の特徴であった。そして、これらの公文書を読み解き、流人が火の見番を務め、真っ先に消防にあたることを義務づけられていたことを見いだす。それは、隠岐嶋では漁業や海運業に従事する者が多く、平時村内を留守にしたためだろうと判断するが、確定できる史料は得ていない。また、

焼失家屋を検討し、流人三右衛門の家屋は三坪であるが、これは船越集落で最小規模ではあるものの、同じ規模の家屋は他に七軒あり、焼失家屋六一軒の平均的広さの半分弱であった。同規模の島民家屋が七軒あることから、流人だからといって特に冷遇されていたわけではなかった。同居人数を勘案すると、三右衛門は単身であるから一人当たり居住面積は平均よりも広くなり、この点からも流人ゆえに狭小な小屋に閉じ込められていたのではないとわかる。また、居住地も集落の中央ではないにせよ村はずれにある訳でもなく、この点でも特別な処遇をされていなかったと結論されている。

第十章では、隠岐郡西ノ島町浦郷の近江屋小泉家に伝わる「近江屋ヲフデ絵姿」なる美人画と流人であった「小泉栄十郎」との関係を明らかにしている。伝承ではヲフデは栄十郎の娘であり、姿絵は京都在の栄十郎の父が絵師に描かせたものとされてきたが、その真偽のほどを解明している。分析は、まず小泉栄十郎の出自や隠岐嶋での流人暮らしについて触れた文献の検討を行い、伝承としては受けとめられるが疑問が多いとのことで、改めてそれらの疑問点を挙げて史実の解明に努めている。その過程で近江国から遠島となった小泉庄司なる人物に行き当たり、彼が流罪となった経緯が「科口書」を用いて明らかにされていく。小泉庄司が関わった借銀取立事件は『御仕置例類集』にも載せられており、その記述から「科口書」には記されていないことを補いながら事件の全体像の分析を進める。

小泉庄司は天明八（一七八八）年七月に浦之郷村に預けられた。時に三六歳であり、五一歳で他界するまで一五年間の流人暮らしを送ったが、生活を具体的に示す史料はない。しかし、近江屋小泉家に残る繰り位牌の記述や「流人妻子宗門証拠帳」などを検討し、栄十郎が庄

司の子供である可能性が高いとする。そして、庄司の妻は「流人妻子帳」を作成する義務が強化される以前に婚姻したため、公式には「流人妻」ではないことになっており、二人の間に生まれた栄十郎は、公式に「流人の子」ではないとされる。それゆえ、ヲフデは当然流人の娘ではないことになり、伝承にあるように栄十郎やヲフデが島外の京都などへ行ったという話はあるが、確証できる史料を欠くようである。また、右の美人画が葛飾北斎が描いたものとする伝説は、結論を保留されている。

第十一章では、流人として名前が残されている源次郎・松之助・新藏を取り上げ、関心の次第を分析している。源次郎については、二六歳で遠島になる以前の身分が穢多であったにもかかわらず、四一歳で島内のかめ三九歳と結婚し、二六年間の夫婦生活を送ったものの、六七歳時に赦免を受けるとかめを離縁して旧里に帰っている。この事例では、隠岐では結婚や日常生活の上で穢多ゆえの身分差別はなかったのではないかと判断する。しかし一方で、四半世紀も連れ添った妻を離縁してでも旧里の被差別社会に帰ることを選択したのはなぜなのかと疑問を投げかけている。松之助は「江戸時代に愛情と庇護を受けないまま転落の一途をたどった子どもの一例」として取り上げている。彼は盗みを犯して逮捕され「非人手下」とされたが、再三の窃盗累犯や御構場所徘徊で逮捕され遠島となった。この時、一七歳になっていた。彼の流人生活の実態は判明しないが、一七歳から二六歳の短い生涯であったと思われる。松之助が最終的に御構場所徘徊によって遠島に処されたことに対し、教育もなく職業的技能もたない都会育ちの子どもが、見知らぬ地へ追放されても暮らしていけるはずもなく、見知りのある地へ立ち帰るのは当然だとし、ここでも追放刑には

更生の仕組みがないと指摘している。

人妻と駆け落ちしたものの捕まって非人身分となった新蔵は、喧嘩口論の相手を殴打のうえ首を絞め堀川へ投げ捨てた再犯を咎められ遠島となった人物である。彼もまた非人である身分は二三歳で遠島となっても消えなかったが、三〇歳で島内の娘と結婚し二九年にわたって夫婦生活を送った。しかし、赦免されることなく、二人はほぼ同じ頃になくなったようである。新蔵の罪状を『御定書』規定と照らし合わせると、彼に対する大坂町奉行所の判決は判例から見ても重すぎるといえるが、大坂での暮らしと隠岐嶋での暮らしをくらべるとどちらが仕合わせだったのかは、新蔵にしかわからないと記す。

補論では、本書で参照された隠岐嶋の流人関係史料が、染筆者の略歴と史料説明をした後に全文翻刻されている。その1には流人平右衛門の遺書「国之家土産」が収められ、本書第五章で利用されている。またその2には、流人西条左衛門が記した「隠岐国行船中日記」と隠岐嶋に残された西条左衛門関係の複数の史料の翻刻が収められている。とりわけ「隠岐国行船中日記」は、本書の「はじめに」で用いられているが、彼の遠島に至る罪状の時系列に即した内容や隠岐嶋暮らしの様子は、参照した『御仕置例類集』の引用元が明示されていたり、隠岐嶋に残された関連史料も挙げられているため、「はじめに」に続けて読むと理解に役立つ。

さて、本書「はじめに」の前には、小林准士氏による寄稿文が記されている。ここでは従来の流人研究史や本書収録論文の概要がまとめられ、研究の成果と課題にも筆が及んでいる。それゆえ、ことさらに本書の内容を紹介したことは、屋上屋を架しており、評者は流人研究

史には疎いため、的確にまとめることもできず、また誤読もあったかと思うが、気になった点に触れて書評の責を果たしておきたい。

本書では、隠岐嶋の流人を現地に残る史料のみならず、罪人の出身地に残された関連史料も探訪され、あわせて『御仕置例類集』や『御定書』などの法制史料を用いて分析を加えている。たんなる史料紹介や史実の提供にとどまることなく、『御定書』に記された処罰規定と遠島に処された流人の罪状を比較考量し数値化することにより、近世刑罰体系の建前と実態の両面を明らかにしたことは、大きな成果であった。また、流人たちの島内での生活を描くにあたって、「科口書」などを利用して多数の流人の生きた姿を描き出したこと、ここでは女性・子どものみならず穢多・非人にも目を向けられていることに、著者の眼差しの広さと生きた人々に対する愛情の深さを感じさせられた。たんなる隠岐嶋の流人史にとどまらず、近世期の法制度や女性史、身分制社会などの研究分野への貢献を果たしていると高く評価することができるとがである。

ただ本書が著者自身によって全編の改訂を加えることができなかつたため、複数の章に流刑地と遠島に至る近世刑罰体系の話が重複して残っている。補論に収められた二本の解説も整理でき、島民の手柄を重複して叙述することも改められたと思われ、それが叶わなかったことは残念である。また、島前の一四三例の流人表が作成されているが、ここに掲げられた半数近い流人については論じられていない。「科口書」翻刻・解説は『部落問題研究』誌に残り一回連載される予定であったようなので、これらの流人を語るができなかったことは、松尾氏にとって心残りの作業ではなかっただろうか。とはいえ、このような問題はあったとしても、本書のもつ歴史学上の価値は、少しも

貶められるものではない。

ところで、本書は隠岐島へ遠島とされた罪人を分析対象としている。ただ『御定書』には京都・大坂・西国・中国からの流罪地に彦岐島も規定されていることから、大坂町奉行所からも彦岐嶋へ流罪にできるかどうかと寛政五年に大坂城代が評定所に伺いを立てている(『御仕置例類集』古類集一、四六一―四八頁)。二度の評議の結果、京都やその他からの罪人は彦岐嶋へ遣わすのに大坂表の罪人だけを除外するのは「仕来」であって、松浦彦岐守方でも請取らないという極めはない。彦岐嶋の流人が年々増加して難儀しているので、隔年で大坂から彦岐嶋・彦岐嶋に遣わされては彦岐守方が困るということで、彦岐嶋へは京都・伏見・奈良から遣わし、大坂からは彦岐嶋に限定することにした。このように、『御定書』規定と実際の運用は、評定所の評議を経て寛政六年二月に決定している。それゆえ、この年以降に彦岐嶋へ京都町奉行所から遠島を命ぜられた西条左衛門等は、本来は彦岐嶋へ流罪となるはずだったのではないか。なぜ京都町奉行所管轄地の受刑者が彦岐嶋へ遠島となったのかについて、検討が必要ではないか。たとえば、たまたま彦岐嶋の流人預り数が限界に達していたため彦岐嶋送りとなり、大坂表の便船に乗せられた可能性などである。もっとも、安政五(一八五八)年以前の京都町奉行所の取捌き規定を反映させている「武辺大秘録」(『京都町触集成 別巻三』所収)の、「遠嶋若之事」の項目(一三八頁)には彦岐国が挙げられているが、彦岐国は明記されておらず「其外国々」と表現することから、彦岐嶋への遠島申し付けについて変更があった可能性もある、それゆえ、流刑地の決定についてはさらなる史料の発掘が必要であろう。

また、本書では島前の村々に配流された罪人を対象に分析が進めら

れ、島民の人物や環境が強調されているが、島後の実態をもう少し明らかにしてもらえると納得ができたように思う。というのは、成立年代は未詳であるが「大坂公事出入取計書」(東京大学法学部法制史資料室蔵)の「一、隠岐国流人之事 赦免之者二聞書」と見出しある項目に「罪軽キハ此前嶋へ渡し」「罪重キ者共ヲ」「後嶋」へ「相渡し可申由」と記録している。この項目には、続けて川口役所から彦岐嶋着岸後の島内での暮らしについて「入婿」「妻挾持、子供出来之者」もいたこと、その子供は「七代渡海止」められていたこと、流人の妻子は松江藩の切手を得て嶋へ渡り流人に逢い、そこで同居住まいした者もいたこと、御免の節の取り計らいなども記録されている。これらが何時の頃からなのか具体的には記されていないが、少なくとも「赦免之者二聞書」であることから、まったく根拠のない話ではなかったと思われる。そうすると、島前の村々には比較的軽罪の者、島後へは重罪の者が預けられたと記憶されていたことになる。遠島は死罪に次いで重罪であることは論をまたないが、流刑者の間でも内々に罪の軽重が意識されていたことになる。それならば、軽重を峻別する基準は何であったのかを検討する必要がある、そのためには島後の村々に居住した流人の実態も明らかにする必要がある。その際、やはり気になるのは、(たとえ長年連れ添った妻を離縁しても)赦免され旧里に帰ることを望み続けた流人と彦岐嶋を安住の地に選んだ流人がいることに鑑みると、流人にとって赦免のもつ意味をあらためて考える必要があるのではないか。松尾氏は、追放刑は犯罪者の改悛・更生効果はなかったとするが、遠島という処罰もそのように判断すべきことなのか、赦免はどのように評価すべきなのかお聞きしたかった。

最後に、本書では罪刑の軽重を『御定書』規定で判断するが、評定

所は遠国奉行所などの判断（伺い）を評議して結論を指示している。その際、各地の「仕来り」を勘案している。そうである以上、京都や大坂町奉行所における罪刑の軽重を判断する時には、『御定書』だけではなく当地の法曹史料も考慮する必要があるろう。この限りで本書で示された罪刑の乖離率は、再検討する必要があるのではないだろうか。

右に述べてきた疑問や課題点は、おそらく松尾氏が自ら論文に加筆修正することができる時間を与えられていたならば解決されたことだろう。しかし、松尾氏は薬石効を奏せず二〇二二年二月一日に不帰の客となられてしまい、いまさらながらにそれが叶わなかったことに哀惜の念を禁じ得ない。今は学燈を嗣ぐ研究者が現れることを念じつつ、松尾氏のご冥福を心からお祈りする次第である。

（清文堂出版刊、二〇二二年、税込二二一〇〇円）